

令和8年度香川県・兵庫県連携 国内誘客に向けた記事掲載等プロモーション業務 仕様書

1 業務名

令和8年度香川県・兵庫県連携 国内誘客に向けた記事掲載等プロモーション業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

3 業務の目的

香川県及び兵庫県の地域資源（食、歴史、文化、風土）を「物語のある旅」として再定義し、富裕層や文化的関心の高い層を読者に持つ有力メディアでの特集記事掲載等を核としたプロモーションを実施する。また、特集記事等において、高付加価値旅行者向け旅行商品の広報・販売を行うことで、両県への継続的な誘客を推進する。

4 実施主体

公益社団法人香川県観光協会及び公益社団法人ひょうご観光本部

5 業務の内容

（1）特集記事の編集・掲載

ア 富裕層や文化的関心の高い層を読者に持つメディア（雑誌等）において、香川県及び兵庫県の魅力ある観光素材（ガストロノミー・アート・伝統工芸等）を深く掘り下げた特集記事等（4ページ以上）を企画・編集し、掲載すること。

イ 両県の魅力が相互に響き合うストーリーを構築し、読者の知的好奇心や両県への探訪心を誘う格調高い誌面とすること。

（2）誌面掲載等による旅行商品の販売

両県への誘客につなげるために、旅行会社と連携し、特集記事等と連動した高付加価値旅行者層のニーズを的確に捉えた旅行商品を効果的に誌面掲載し販売（広報）すること（2ページ程度）。

なお、旅行商品は、香川県と兵庫県を必ずしも同じ商品の行程に入れる必要はない。

6 提出書類・成果品の提出等

本事業終了後、以下の書類・成果品を下記の提出先にそれぞれ提出すること。

（1）提出書類・成果品

ア 業務完了報告書（任意様式）

イ 掲載誌：以下（2）①②へ各3部ずつ計6部

ウ 掲載ページ最終原稿の電子データ（PDF等）

（2）提出先

① 〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号 兵庫県庁第1号館7階

公益社団法人ひょうご観光本部 担当者：西銘

TEL：078-361-7661 FAX：078-361-7662 E-mail：nishime@hyogo-tourism.jp

② 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

公益社団法人香川県観光協会（香川県観光振興課内） 担当者：藤井

TEL：087-832-3362 FAX：087-835-5210 E-mail：ka2115@pref.kagawa.lg.jp

(3) 提出期限

令和9年1月29日

7 業務実施上の留意点

(1) 業務の進捗管理

ア) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、事業計画書を作成し、委託者と協議の上、決定した期限までに委託者へ提出すること。

イ) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

(2) 業務の履行に関する措置

ア) 本業務を行うにあたっては、本業務に関する十分な知識、理解を有する責任者を確保すること。また、公益社団法人香川県観光協会及び公益社団法人ひょうご観光本部との打ち合わせなどに適切に対応すること。

イ) 本業務の遂行に関し、関係法令を遵守することとし、本仕様に記載されていないとしても、法令により義務付けられている事項であって、業務の遂行上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。

ウ) 業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。また、業務内容について守秘義務を遵守すること。

エ) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

(3) 著作権等の取り扱い

本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他社の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

ア) 本業務においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。

イ) 履行期間終了後においても、委託者等の求めに応じて必要な情報の提供等に誠実に対応すること。

ウ) 上記ア、イの規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

エ) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(4) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三

者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲、契約金額等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

（５）旅行商品の造成

「５（２）誌面掲載等による旅行商品の販売」の業務における旅行商品は、旅行業法第３条の規定に基づく登録を受けた者が造成した商品であること。